

地基補第91号
平成23年4月1日

地方公務員災害補償基金
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金補償課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震における公務災害及び通勤災害の認定について（通知）

今般の東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により被災した場合の公務災害及び通勤災害の認定については、下記のとおり取り扱われることとなります。

なお、個別事案の認定については、原則として本部に照会くださるようお願いします。

記

1 公務災害の考え方

職務遂行中に、地震により建物が倒壊したこと、地震に伴う津波により建物が水没したこと等が原因で被災した場合にあっては、職務の性質、勤務環境や勤務公署施設の状況等から職務遂行に伴う危険が現実化したものとして、公務上の災害として認められる。

2 通勤災害の考え方

公務災害と同様、通勤途上で津波や建物の倒壊等により被災した場合にあっては、通勤に通常伴う危険が現実化したものとして、通勤災害として認められる。

3 公務災害又は通勤災害となる事例

(1) 公務災害

- ア 地震により建物が倒壊したことにより被災した場合
- イ 津波により建物が押し流された又は水没したことにより被災した場合
- ウ 勤務場所から避難する際に津波に遭い被災した場合
- エ 罹災地以外の地域から罹災地へ出張していた最中に被災した場合
- オ 地震又は津波による住民の避難、被災者の救助等の緊急行為や職務命令により緊急災害対策業務等に從事中（罹災地に向かっている途中又は罹災地から戻る途中を含む。）に被災した場合

(2) 通勤災害

- ア 通勤途上で建物が倒壊したことにより被災した場合
- イ 通勤途上で津波に巻き込まれて被災した場合